

平成31年度こころの健康づくり対策事業公募要綱

(1) 事業の趣旨

近年の社会経済環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加する中、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるP T S D（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などの児童思春期の心の問題に対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施することが重要である。そのため、これらの研修を実施する団体に対して支援を行うことにより、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図る。

(2) 実施主体

次の(3)の①及び②の研修を実施する団体について、それぞれ1団体ずつとする。

(3) 補助対象事業

ア 次の①または②のいずれかを実施する事業であること

①P T S D（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修事業

(a) 研修内容

犯罪・事故被害者や災害被災者の心のケアのため、P T S Dに関する専門家の養成研修（別紙1参照）

(b) 受講対象者

- ・主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等
- ・自然災害、甚大事故、テロ等、大規模災害時に地域での医療に当たる可能性のある内科医師、外科医師、看護師等

(c) 研修期間、規模のめやす

別紙1参照

②思春期精神保健研修事業

(a) 研修内容

ひきこもり、不登校、家庭内暴力など児童思春期の心の問題に関する専門家の養成研修（別紙2参照）

(b) 受講対象者

主に児童思春期精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、社会福祉士、児童指導員等

(c) 研修期間、規模のめやす

別紙2参照

イ 実施期間

当該年度内に完了すること

(4) 補助経費等

ア 経費の補助については、別に定める「こころの健康づくり対策事業費補助金交付要綱」に基づいて行われるものである。

イ 補助金額

P T S D対策専門研修事業 7,781千円以内

思春期精神保健研修事業 6,326千円以内

(5) 留意事項

- 事業内容及び補助対象経費については、次の点に留意すること。
- ア 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
 - イ 事業内容に即した所要額見積りであること。
 - ウ 全国規模での研修を実施する技術及び能力を有すること。
 - エ 精神医療等の先駆者・指導的立場に当たる人材を講師とすること。
 - オ 当該事業については、専門家による専門的なケアが重要であることから、精神保健福祉センター、保健所、病院等の関係機関等の専門家からなる研修企画委員会を設置し、P T S Dにある者や児童思春期の精神保健に対する地域支援システムなど、効果的な対策が図られるよう努めること。また、実施した研修に関する評価を行い、研修の質の向上に努めること。
 - カ 本事業研修修了者の名簿を作成し、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を送付し、関係機関等で有効に活用され、もって、精神保健福祉の向上に資するものとなるよう努めること。
名簿の作成に当たっては、個人情報の利用目的を受講者に説明し、利用について書面で同意を得ること。

(6) 応募方法

ア 提出書類

- ・事業計画書（様式1）
- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・事業実施スケジュール表（様式5）
- ・事業実施体制（様式6）
- ・歳入歳出予算（見込）書抄本
- ・個人情報の取扱指針、個人情報保護体制の分かること類

イ 提出期限

平成31年5月17日（金）17：00（必着）

上記期限までに、郵送により下記提出先まで提出すること。

ウ 送付書類提出先及び問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課心の健康支援室心の健康係

TEL 03-5253-1111（内3069）

FAX 03-3593-2008

(7) 採択方法

応募のあった事業については、評価委員会において審査を行い、必要に応じ、その内容に関するヒアリングを行った上で、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

(8) 交付申請

採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「厚生労働省」という。）に提出すること。

(9) 事業実績報告

国庫補助の対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに翌年度4月10日までに厚生労働省に提出すること。また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

(10) 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

PTSD 対策専門研修

○通常コース

- ①目的：災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させることを目的とする。
- ②期間：1日間×2回
- ③対象：主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等
- ④規模：90名程度
- ⑤内容：(具体的に例示した項目については全て網羅することとする。)
- トロウマの概念
 - トロウマに起因する精神疾患・状態像の診断・症状評価
 - ・ PTSD (心的外傷後ストレス障害)
 - ・ ASD (急性ストレス障害) 等
 - 子どものトロウマ
 - 初期介入 (サイコロジカル・ファーストエイド (PFA))
 - 治療 等

○専門コース

- ①目的：精神保健福祉センター、病院、保健所等において、PTSDに関する専門家が必要とされていることを踏まえ、精神保健医療従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成することを目的とする。
- ②期間：2日間×2回
- ③対象：精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等
- ④規模：60名程度
- ⑤内容：(具体的に例示した項目については全て網羅することとする。)
- PTSD の診断
 - PTSD の薬物療法・心理療法
 - ソーシャルワーク
 - グループワークを通じた実践的な対応スキルの習得 等

○犯罪・性犯罪被害者コース

①目的：犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得することを目的とする。

②期間：1日間×1回

③対象：主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等

④規模：60名程度

⑤内容：（具体的に例示した項目については全て網羅することとする。）

- 犯罪・性犯罪・性的虐待被害児の被害による中長期的影響
- 犯罪・性犯罪被害者支援機関との連携
- 犯罪・性犯罪・性的虐待被害児の精神的被害の回復に資する医療・心理的介入技法
- 犯罪・性犯罪・性的虐待被害児の社会生活障害と支援
- 犯罪・性犯罪被害者のメンタルヘルスと PTSD 治療による介入
- 犯罪・性犯罪被害者家族の心理とケア・治療等

思春期精神保健研修

目的：不登校、ひきこもり、家庭内暴力等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、児童思春期精神保健医療福祉業務の従事者にとって必須の知識の全体像を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者の養成を行う。

○思春期精神保健対策医療従事者専門研修

- ①期間：2日間×2回
- ②対象：児童思春期精神保健医療福祉業務に従事する又はその希望のある医師、コメディカル
- ③規模：100名程度
- ④内容：児童思春期精神保健医療福祉業務に従事する者の専門教育として、習得すべき基本的知識および臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

○思春期精神保健対策専門研修（応用コース）

- ①期間：2日間×2回
- ②対象：医療従事者専門研修を修了した者若しくは修了者と同等の知識・経験を有する者（行政関係者等を含む）
※ケース検討に症例の提供が可能な受講者を優先的に受講対象とする。
- ③規模：30名程度
- ④内容：思春期精神保健対策の高度な対応能力の習得を目的として、応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

○ひきこもり対策研修

- ①期間：2日間×2回
- ②対象：精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等でのひきこもり支援にあたる従事者
- ③規模：100名程度
- ④内容：ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神

科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」にて作成）についての全般的研修を行う。